



2026 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 新 明 和 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 取締役社長 櫛 原 敬 士  
(コード番号 7224 東証プライム)  
本 社 所 在 地 兵庫県宝塚市新明和町 1 番 1 号  
問 合 せ 先 人事本部人事教育部長 滝 上 集  
(TEL 0798-56-5006)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

|                                   |                                                                                                                              |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 処 分 期 日                       | 2026 年 7 月 24 日                                                                                                              |
| (2) 処分する株式の<br>種 類 及 び 数          | 当社普通株式 39,474 株                                                                                                              |
| (3) 処 分 価 額                       | 1 株につき 2,047 円                                                                                                               |
| (4) 処 分 総 額                       | 80,803,278 円                                                                                                                 |
| (5) 処分先及びその<br>人数並びに処分<br>株 式 の 数 | 当社 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）3 名 9,405 株<br>当社の取締役を兼務しない執行役員 16 名 16,671 株<br>当社 理事 15 名 7,335 株<br>当社グループ会社の取締役 7 名 6,063 株 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役、取締役を兼務しない執行役員、理事及び当社のグループ会社の取締役に対して当社の持続的な価値向上を図るインセンティブとして、また、株主の皆様との一層の価値共有を目的として、これらの者を対象に、譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」といいます。）の導入について決議しました。

また、当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役、取締役を兼務しない執行役員、理事及び当社のグループ会社の取締役に対して当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期にわたる企業価値向上への寄与についてインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との更なる価値共有を目的として、これらの者を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」といい、RS制度とあわせて「本制度」と総称します。）の導入について決議しました。

また、2025年6月24日開催の当社の第101期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移

行を決議したことに伴い、RS制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、年額500万円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を、この割当を受けた日から、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役その他これらに準ずる地位（以下これらの身分を総じて「当該地位」といいます。）を退任又は退職する時点の直後の時点までの期間とすること等につき、承認を得ております。あわせて、PSU制度についても、普通株式の交付に際しての出資財産とするための報酬として、対象取締役に対して、年額400万円以内の金銭報酬債権を支給すること等について、当該株主総会において承認を得ております。

なお、当社は、対象取締役に加えて、当社の取締役を兼務しない執行役員、理事及び当社のグループ会社の取締役（以下対象取締役とあわせて「対象取締役等」と総称します。）においても、本制度の目的を共有するため、本制度を適用しております。

今回は、RS制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、RS制度に基づき、金銭報酬債権合計80,803,278円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式39,474株を付与することといたしました。

本自己株式処分については、RS制度に基づき、割当予定先である対象取締役等全員が当社又は当社のグループ会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。

なお、RS制度の概要等は、以下の【RS制度の概要等】に記載のとおりであり、また、RS制度に係る本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

#### 【RS制度の概要等】

対象取締役等は、RS制度に基づき当社又は当社のグループ会社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、RS制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年75,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、RS制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に係る決議を行う各取締役会開催日の前営業日に、東京証券取引所において成立した当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とし、当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定します。

また、RS制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、その内容には、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等を含めます。

### 3. 本割当契約の概要

#### （1）譲渡制限期間

2026年7月24日（以下「本処分期日」という。）から当該地位を退任又は退職する時点の直後の時点までの期間

#### （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、本処分期日が属する事業年度の前事業年度に係る当社又は当社のグループ会社の定時株主総会終結時点から、その後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前までの期間（ただし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事については、本処分期日が属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。）中、継続して、当該地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点

で譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当該地位を任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職する時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める、当該退任又は退職する時点の直後の時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月（ただし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事の場合には、本処分期日が属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。）から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は「1」とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。）とする。

- (4) 当社による無償取得

対象取締役等が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当該時点において本割当株式の全部を、当社は漏れなく無償で取得する。また、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式についても、当社はすべて無償で取得する。

- (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、あるいは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月（ただし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び理事の場合には、本処分期日が属する事業年度の開始日を含む月と読み替える。）から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は「1」とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社はすべて無償で取得する。

- (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関して野村證券株式会社と契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容について同意するものとする。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、RS制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われます。なお、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値「2,047円」としております。

以 上